○法務省令第八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十九日

法務大臣　山下　貴司

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（委託事務費）	
第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	四、二四〇円
町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市	四、一三八円
さいたま市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、一一二円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、〇三六円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	三、九八五円
上記以外の市町村	三、八八二円
	三、七二九円

改正前	
（委託事務費）	
第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	
東京都の区の存する地域	四、二〇五円
町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市	四、一〇三円
さいたま市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、〇七八円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、〇〇二円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	三、九五一円
上記以外の市町村	三、八五〇円
	三、六九八円